

## 入札時の注意点

【重要】不適法な入札が増えていますので、必ず下記をお読みください。

入札時に入札書ごとに次の各書面を提出する必要があります。

- 1 暴力団員等に該当しない旨の陳述書
- 2 住民票（入札人が個人の場合）又は資格証明書（入札人が法人の場合）
- 3 宅地建物取引業の免許証の写し（入札人が宅地建物取引業者の場合）

◆上記 1 及び 2 の各書面は、入札時に提出がないと無効になります。また、記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

◆入札書及び上記 1 の書面の書式は、BITサイトのトップ画面の右にある「ダウンロード」からダウンロードすることができるほか、当庁の執行官室で配布を受けられます。各書面の記入方法は、各書面の注意書欄に記載されていますので、よくお読みください。

入札時に提出する暴力団員等に該当しない旨の陳述書の「陳述」欄「自己の計算において・・・ありません。」ののチェックは、入札者が他人から資金の提供を受けて入札に参加する場合など「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」がいる場合のみチェックするものです。

チェックを入れた場合には、陳述書の注意書 9 を参照の上、必ず別紙も添付してください。

◆その他入札に関してご不明な点は、当庁の執行官室にお問合せください。

## 期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 4月 3日

宇都宮地方裁判所大田原支部執行係

裁判所書記官 三 輪 充 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

### 記

入札期間	令和 8年 5月14日 午前 8時30分から 令和 8年 5月21日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 5月28日 午前11時00分 場 所 宇都宮地方裁判所大田原支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 6月17日 午前10時00分 場 所 宇都宮地方裁判所大田原支部執行係
特別売却 実施期間	令和 8年 5月29日 午前10時00分から 令和 8年 6月 2日 午後 3時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 4月 3日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



## 物 件 目 録

- |   |       |                                  |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在   | 那須塩原市三区町                         |
|   | 地 番   | 530番87                           |
|   | 地 目   | 宅地                               |
|   | 地 積   | 331.14平方メートル                     |
| 2 | 所 在   | 那須塩原市三区町530番地87                  |
|   | 家屋 番号 | 530番87                           |
|   | 種 類   | 居宅                               |
|   | 構 造   | 軽量鉄骨造ステンレス鋼板・ソーラーパネルぶき2階建        |
|   | 床 面 積 | 1階 86.73平方メートル<br>2階 65.26平方メートル |

## 物件明細書

令和 8年 3月 2日

宇都宮地方裁判所大田原支部執行係

裁判所書記官 福田 栄 司

- 
- 
- 1 不動産の表示  
【物件番号1, 2】  
別紙物件目録記載のとおり
- 
- 2 売却により成立する法定地上権の概要  
なし
- 
- 3 買受人が負担することとなる他人の権利  
【物件番号1, 2】  
なし
- 
- 4 物件の占有状況等に関する特記事項  
【物件番号2】  
本件所有者が占有している。
- 
- 5 その他買受けの参考となる事項  
なし

### 《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。

## 物 件 目 録

- |   |       |                                  |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在   | 那須塩原市三区町                         |
|   | 地 番   | 530番87                           |
|   | 地 目   | 宅地                               |
|   | 地 積   | 331.14平方メートル                     |
| 2 | 所 在   | 那須塩原市三区町530番地87                  |
|   | 家屋 番号 | 530番87                           |
|   | 種 類   | 居宅                               |
|   | 構 造   | 軽量鉄骨造ステンレス鋼板・ソーラーパネルぶき2階建        |
|   | 床 面 積 | 1階 86.73平方メートル<br>2階 65.26平方メートル |

令和7年(ケ)第24号  
令和7年11月20日受理  
令和8年1月7日提出

# 現況調査報告書

宇都宮地方裁判所大田原支部

執行官 森 公彦

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- |   |       |                                  |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在   | 那須塩原市三区町                         |
|   | 地 番   | 530番87                           |
|   | 地 目   | 宅地                               |
|   | 地 積   | 331.14平方メートル                     |
| 2 | 所 在   | 那須塩原市三区町530番地87                  |
|   | 家屋 番号 | 530番87                           |
|   | 種 類   | 居宅                               |
|   | 構 造   | 軽量鉄骨造ステンレス鋼板・ソーラーパネルぶき2階建        |
|   | 床 面 積 | 1階 86.73平方メートル<br>2階 65.26平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	栃木県那須塩原市三区町530番地87
<b>土地</b>	物件1
現況地目	<input checked="" type="checkbox"/> 宅地(物件1) <input type="checkbox"/> 公衆用道路(物件 ) <input type="checkbox"/> (物件 )
形状	<input checked="" type="checkbox"/> 公図のとおり <input type="checkbox"/> 地積測量図のとおり <input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり <input type="checkbox"/>
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 建物所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物(目的外建物)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)
その他の事項	
<b>建物</b>	物件2
種類、構造及び床面積の概略	<input checked="" type="checkbox"/> 公簿上の記載とほぼ同一である <input type="checkbox"/> 公簿上の記載と次の点異なる( <input type="checkbox"/> 主である建物 <input type="checkbox"/> 附属建物) <input type="checkbox"/> 種類: <input type="checkbox"/> 構造: <input type="checkbox"/> 床面積:
物件目録にない附属建物	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある { 種類: 構造: 床面積:
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 建物所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本建物を空き家として使用している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地(目的外土地)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)
その他の事項	
執行官保管の仮処分	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある 地方裁判所 支部 令和 年( )第 号 保管開始日 令和 [ 年 月 日
土地建物の位置関係	<input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

## 執行官の意見

- 1 物件所在地に臨んだところ、全戸不在であったので事務連絡文書をポストに投函したが、回答がなかった。所有者の連絡先を債権者に確認し、所有者に架電したが、折り返しの連絡もなかった。そこで、立会人を立ち合わせ、解錠技術者に解錠させて本件建物内に立ち入って見分したところ、所有者宛の郵便物は存在したが、生活用品は少なく、日常的に居住している様子は見受けられなかった。よって、本件土地は土地所有者が本件建物の敷地として使用し、本件建物は建物所有者が空き家として管理占有しているものと認めた。
- 2 本件建物はオール電化住宅である。屋根にソーラーパネルがあり、建物建築時から設置されている可能性がある。
- 3 本件建物内の2階ホール部分の内壁に、穴が開いている部分がある。
- 4 本件建物内で、犬を飼っていた可能性がある。
- 5 本件土地の南東側から北東側に、幅員約4mの未舗装私道が接面しており、当該道路は建築基準法42条1項5号道路に該当する。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
R7年11月25日(火) 11:00-11:20	物件所在地	全戸不在のため、催告書を投函 外観写真撮影
R7年11月25日(火) 12:55-13:20	那須塩原市役所	間取図及び地番図各入手 道路関係調査
R7年12月19日(金) 11:50-12:40	物件所在地	評価人同行 解錠技術者によって解錠できず、本件建物内に立ち入れなかったため、現況調査日を再設定
R8年1月5日(月) 9:40-10:30	物件所在地	屋内写真撮影 評価人同行
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 令和8年1月5日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p> <p><input type="checkbox"/></p>		

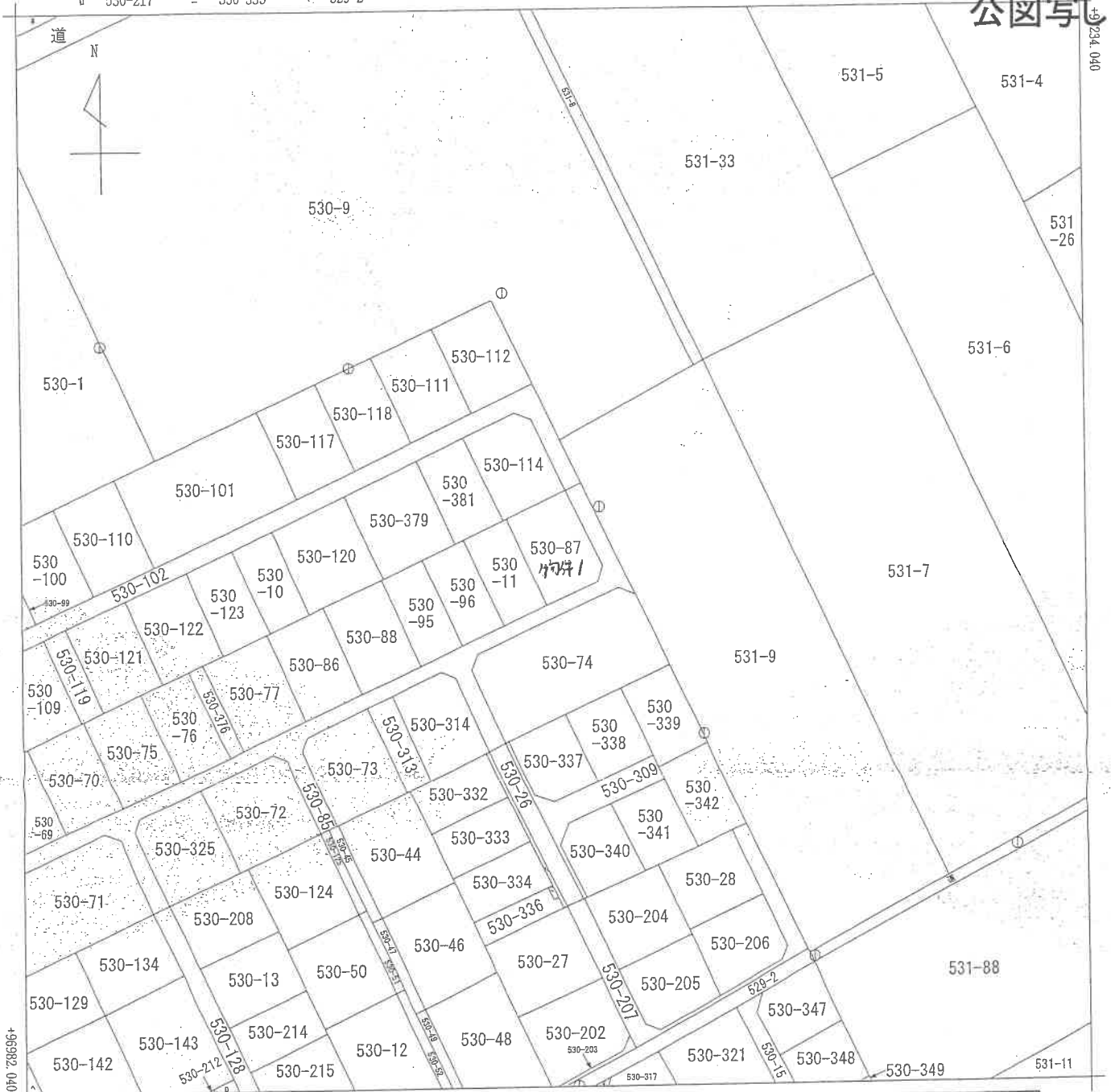
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

イ 530-105    ハ 530-308    ホ 537-145  
 ロ 530-217    ニ 530-335    ヘ 529-2

(座標値種別：図上測定)

+10429.989

公図写



+10179.989 (座標値種別：図上測定)  
 (注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouki2011.par)による修正がされています。

地番区域見出  
 三区町

請求分	所在	那須塩原市三区町				地番	530番87				
出縮	力尺	1/1000	精度区分	乙一	座標系又は記号	IX	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項			

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。  
 (宇都宮地方務局大田原支局管轄)  
 令和7年8月29日  
 東京法務局台東出張所  
 登記官



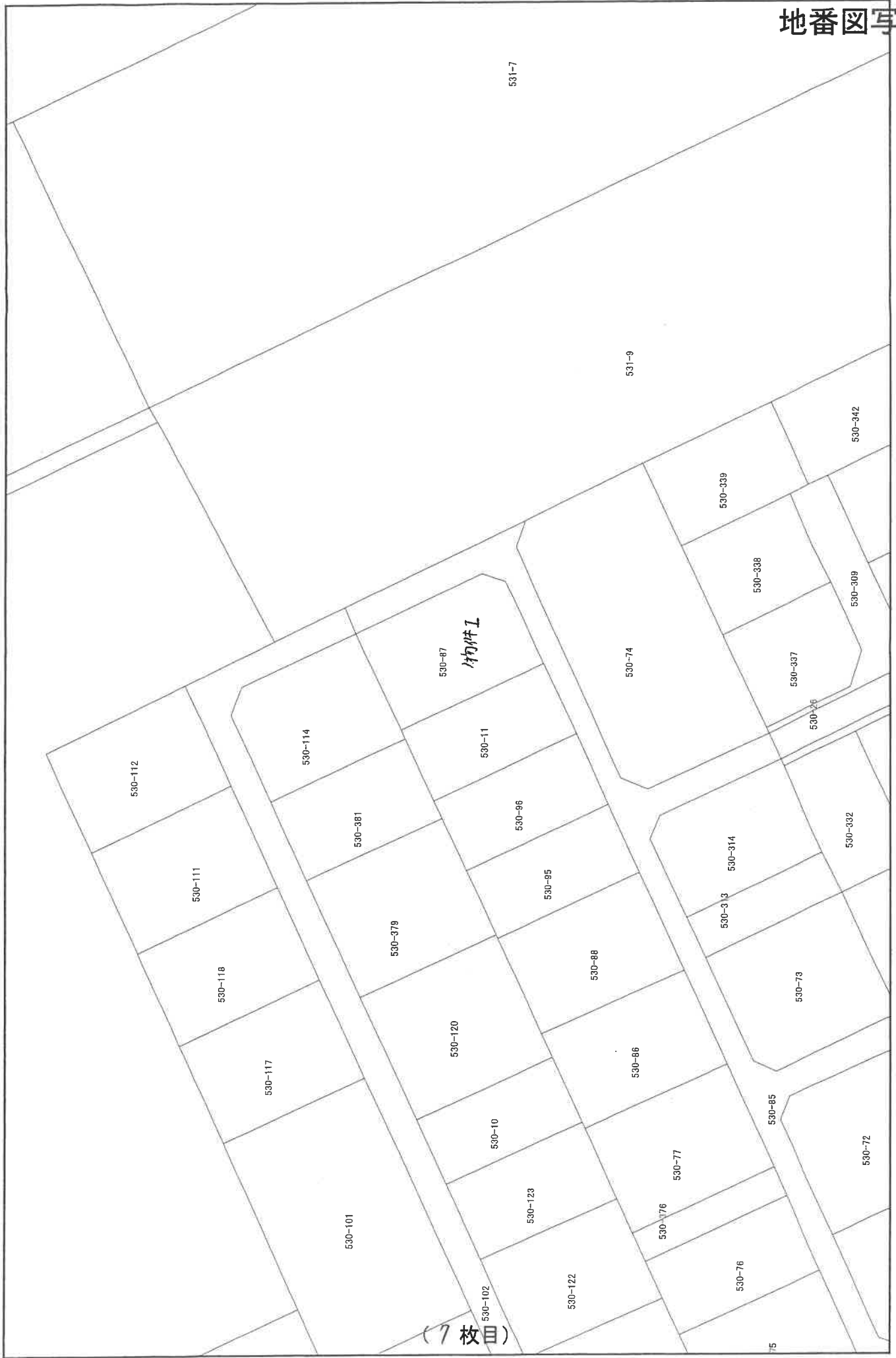


地番図写

固定資産課  
賦課資料

公 用

那須塩原市現況地番図



(7枚目)



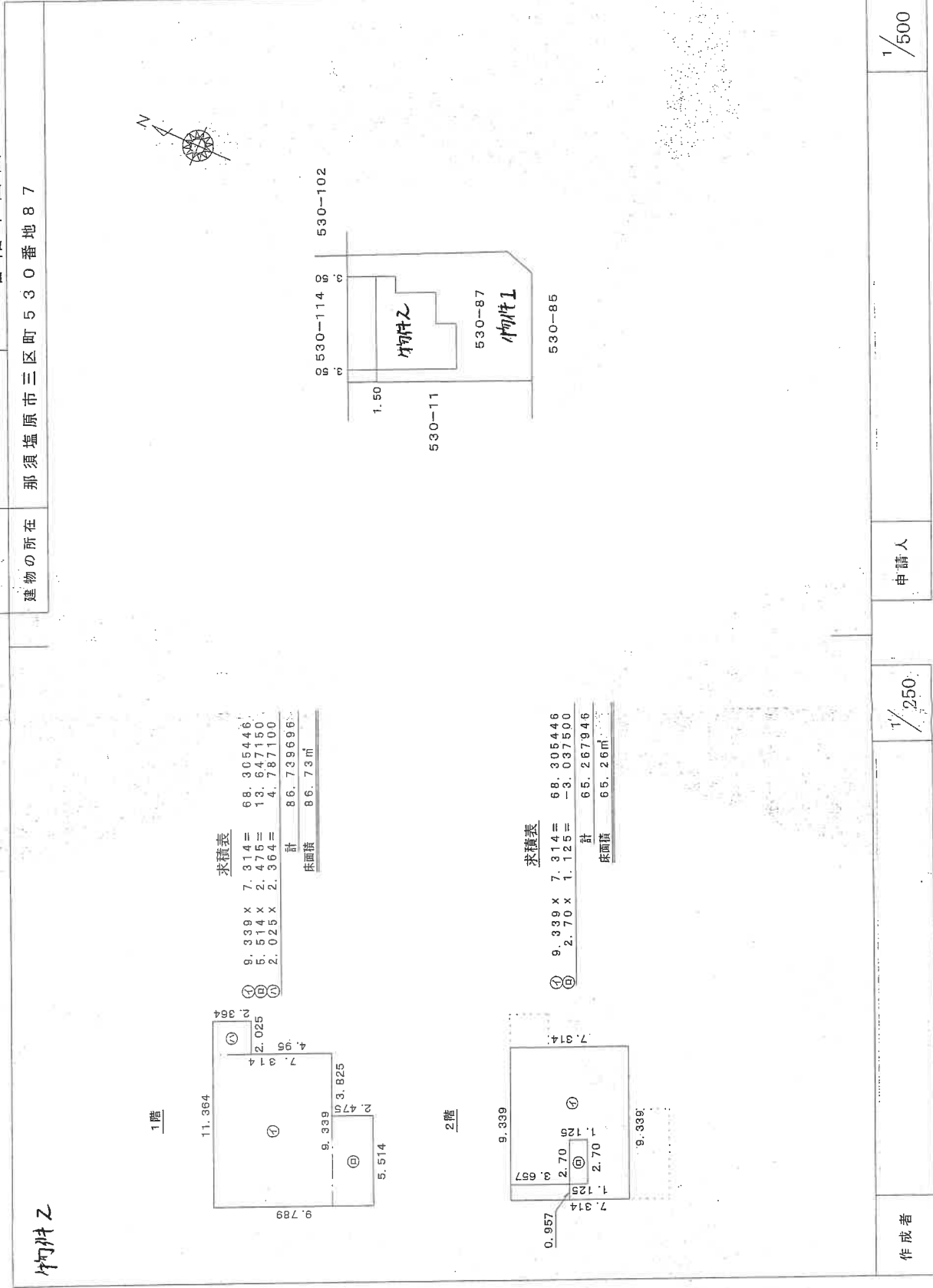
この図面は実測して作成したものではありません。

# 建物図面・各階平面図写し

登記年月日：令和4年11月11日

## 建物図面 各階平面図

家屋番号	530番87
建物の所在	那須塩原市三区町530番地87



申請人

1/250

(栃木県土地家屋調査士会用品)

作成者

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(宇都宮地方支庁大田原支庁管轄)

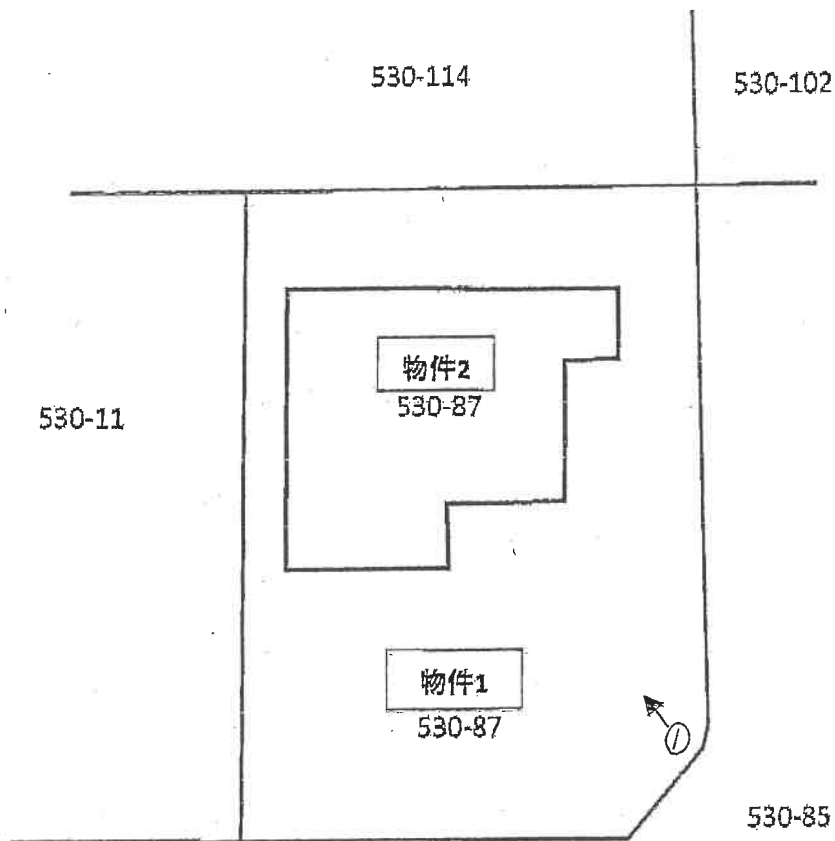
令和7年8月29日 東京法務局台東出張所

登記官

(8枚目)

# 土地建物位置関係図

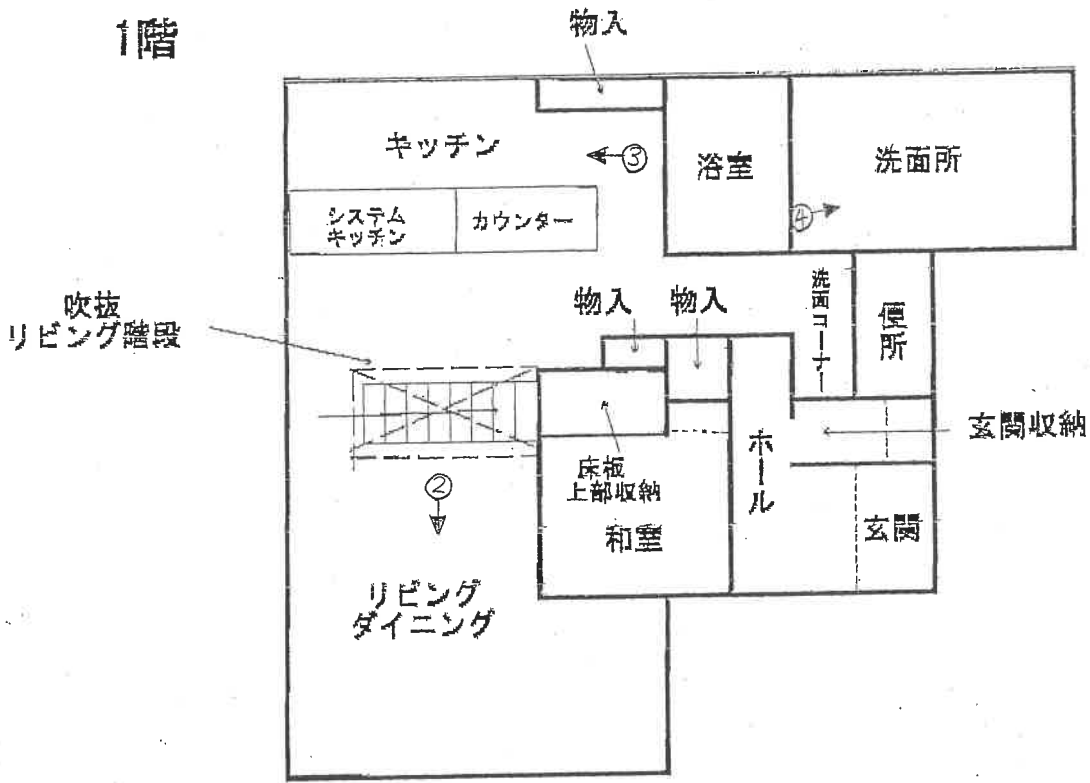
※ 本図は概略の参考図であり正確な形状、面積等を表すものではない。



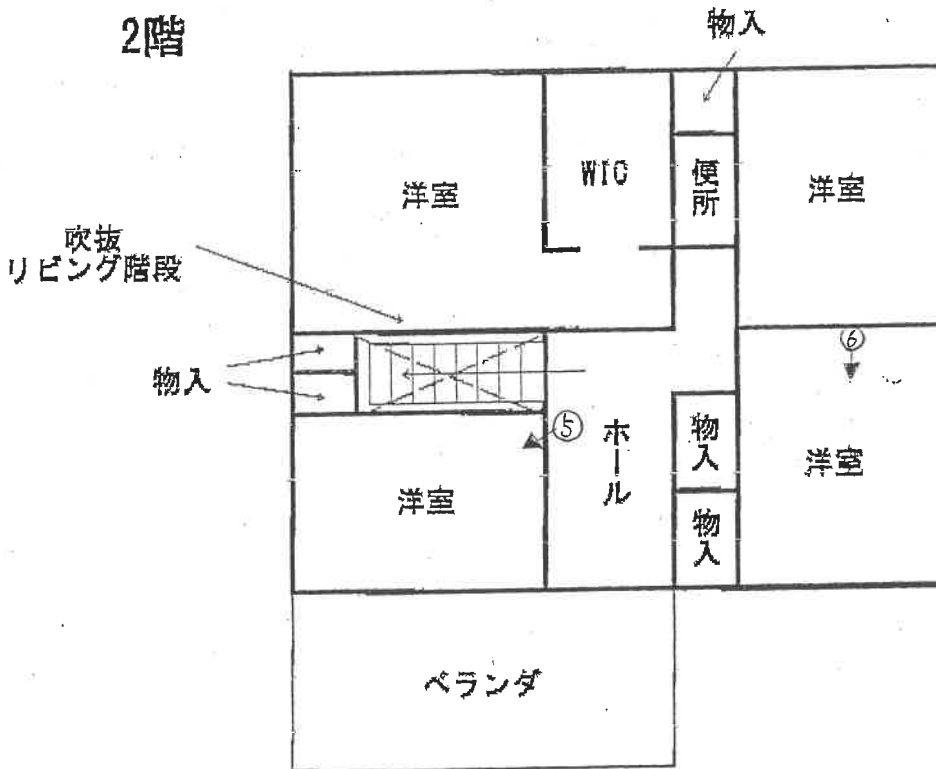
←○写真撮影位置・方向

# 間取図

1階



2階



※ この図面は概略を示すものであり、実際の位置・寸法とは異なることがあります。

←○ 写真撮影位置・方向

写真1



写真2



写真3



写真4



写真5



写真6



令和 7年（ケ）第 24号  
令和 7年10月29日 受 命  
令和 8年 1月 5日 現地調査  
令和 8年 1月26日 評 価  
令和 8年 2月 2日 提 出

宇都宮地方裁判所大田原支部 御中

# 評 価 書

評価人 不動産鑑定士  
吉澤光彦

## 第1 評価額

一 括 価 格	
金 19,426,000円	
内 訳 価 格	
物件1 (土地)	金 1,634,000円
物件2 (建物)	金 17,792,000円

- ① 一括価格は、物件1乃至2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

## 第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。  
したがって求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、法定の手続がとられた場合を除き事前に物件に立ち入ることができないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

### 第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目 地積	那須塩原市三区町 530番87 宅地 331.14㎡	特記事項の通り
2	所在地 家屋番号 種類 構造 床面積	那須塩原市三区町530番地 87 530番87 居宅 軽量鉄骨造ステンレス鋼板・ ソーラーパネルぶき2階建 1階 86.73㎡ 2階 65.26㎡	特記事項の通り
特記事項			
屋根上には太陽光パネルが設置されている。公簿構造が「ソーラーパネルぶき」であり、建築当時から設置されていた可能性が高い。従って太陽光パネルについては、建物価格に含めて評価を行うものとする。			

#### 第4 目的物件の位置・環境等

##### 1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	JR宇都宮線「西那須野」駅南西方 道路距離約4200m	
付近の状況	<p>当地域は空き地が残る中、低層の戸建住宅が散見される住宅地域である。住宅地東方はソーラー発電用地が迫っている。</p> <p>地域要因の変動要因は特段見られず、現況のまま推移すると思料される。</p>	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制	非線引都市計画区域 用途指定無し 指定 60% 指定 200% 無し-但し建築基準法第22条区域
画地条件	<p>地積 : 331.14㎡ 間口 : 約13.2m 奥行 : 約21.4m 形状 : ほぼ長方形 地勢 : 平坦 高低差 : 接面道路と等高 接面道路との関係 : 準角地</p>	
接面道路の状況	<p>南約4.0m未舗装私道(建築基準法第42条第1項第5号道路に該当)</p> <p>東約4.0m未舗装私道(建築基準法第42条第1項第5号道路に該当)</p>	
土地の利用状況等	<p>物件1土地の北寄りに物件2建物が存する。</p> <p>土地利用権の範囲は、物件1の土地全部が物件2建物の敷地となっている。</p>	
供給処理施設	<p>上水道 : あり ガス配管 : なし 下水道 : なし</p> <p>那須塩原市上水道を引き込んでいるが、本管は前面道路には埋設されていない。周辺宅地との私設管を分岐して引き込んでいる。 この権利関係は不明である。</p> <p>(注) 供給処理施設における「あり」とは、敷地内までの引き込みがあることをいう。「前面道路に本管あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)がおっており、通常のコストで敷地内への引き込みができる状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは前面道路に施設管は施設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。</p>	

土 壤 汚 染 の 可 能 性 の 調 査	関係官公署及び現地調査の結果、本件土地を含む周辺において土壌汚染対策法第5条の特定有害物質に汚染されている区域は見受けられない。
特 記 事 項	<p>周知の埋蔵文化財包蔵地には該当しない。</p> <p>災害リスクに関する情報については、評価人が必要と判断した場合にのみ記載している。当該リスクの有無及びその程度については、各自治体が提供する最新情報を参照する等により、買受希望者において判断する必要がある。</p>

## 2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区分	主たる建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載) 令和 4年10月24日新築 経過年数 3年 経済的残存耐用年数 27.0年
仕様	構造 軽量鉄骨造2階建 屋根 ステンレス鋼板・ソーラーパネルぶき 外壁 磁器タイル 内壁 ビニールクロス、エコカラット等 天井 化粧合板、ビニールクロス等 床 畳、木製フローリング等 設備 電気・水道 その他 オール電化住宅で、家庭用ヒートポンプ給湯
床面積（現況）	1階 86.73m <sup>2</sup> 2階 65.26m <sup>2</sup> 計 151.99m <sup>2</sup>
現況用途等	階層 地上2階建て 現況用途 居宅 間取り 建物間取図参照
品等	やや優る
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	建物所有者が空き家の状態で所有し、占有している。

<p>特 記 事 項</p>	<p>全国展開する大手ハウスメーカー施行の建物である。全体的に高品質な内装の意匠、高級感のある給排水設備が備わっており、新築当時は高い品等であったことがうかがえる。</p> <p>外壁材は全体として経年及び維持管理の状態による劣化や損耗はあまり見られず、甚大な損傷も見られない。</p> <p>内装材は全体として経年及び維持管理の状態による劣化や損耗がやや見られるが、甚大な損傷も見られない。 2階のホール部分に穴が開いている個所がある。</p> <p>開放的なリビングは吹抜け部分を利用し、リビング階段にて2階へ通じる。またリビング壁面には、大型液晶テレビ用のパネルが設置されている。</p> <p>家電や電気設備の制御管理システムが導入されている。太陽光発電、家庭用蓄電システムが設置されている。 玄関の外壁付近に、EV車両用コンセントが設置されている。</p>
----------------	---

## 第5 評価額算出の過程

### 1 基礎となる価格

#### ① 物件1 (土地)

物件1の更地価格を算出し、これに建付減価を行って建付地価格を求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	共有持分 割合 オ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ×オ
1	13,700	1.05	331.14	0.70		3,334,000

ア 標準画地価格 (公示価格等からの規準)

地価調査 那須塩原(県)-9

基準価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格  
 $17,200\text{円}/\text{m}^2 \times 99.4/100 \times 100/100 \times 100/125 = 13,700\text{円}/\text{m}^2$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：必要なし。

◇地域格差：補正 +25

イ 個別格差：準角地+5

ウ 地積：登記記載の地積。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

#### ② 物件2 (建物)

当該建物の再調達原価を、現在の建物建築費の推移動向、消費税の課税等も考慮した上、標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法並びに観察減価法を併用した減価修正を行って、建物価格を判定した。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	共有持分 割合 ウ	現価率 エ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ×エ
2	255,000	151.99		0.63	24,417,000

ア 再調達原価：対象建物の現状の使用資材、施工の程度等を観察し、その仕様の標準的な原価を採用した。

イ 現況延床面積：登記数量による。

エ 現 価 率

経過年数3年、経済的全耐用年数30.0年、経済的残存耐用年数27.0年、観察減価及び中古建物の市場性減価30%、残価率5%、耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

・ 現価率 = {残価率5% + (1-5%) × (経済的残存耐用年数27.0年 / 経済的全耐用年数30.0年)} × (1-観察減価30%) ≒ 0.63

## 2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

### ① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	3,334,000	0.30	法定地上権	1,000,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権を法定地上権と判定し、その割合を30%と査定した。

### ② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有 減価 修正 ウ	市場 性修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	3,334,000	-1,000,000		1.00	0.70	1,634,000
2	24,417,000	+1,000,000	1.00	1.00	0.70	17,792,000
一括価格（合計）						19,426,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：必要なし

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

## 第6 参考価格資料

### 1 地価調査価格 那須塩原(県)-9

所 在：那須塩原市二区町1439番4

地 目：宅地

価 格：17,200円/㎡

位 置：JR宇都宮線「野崎」駅北東方 道路距離2,100m

価 格 時 点：令和7年7月1日

地 積：331㎡

供給処理施設：水道

接 面 街 路：南東側 6.0m市道に接面

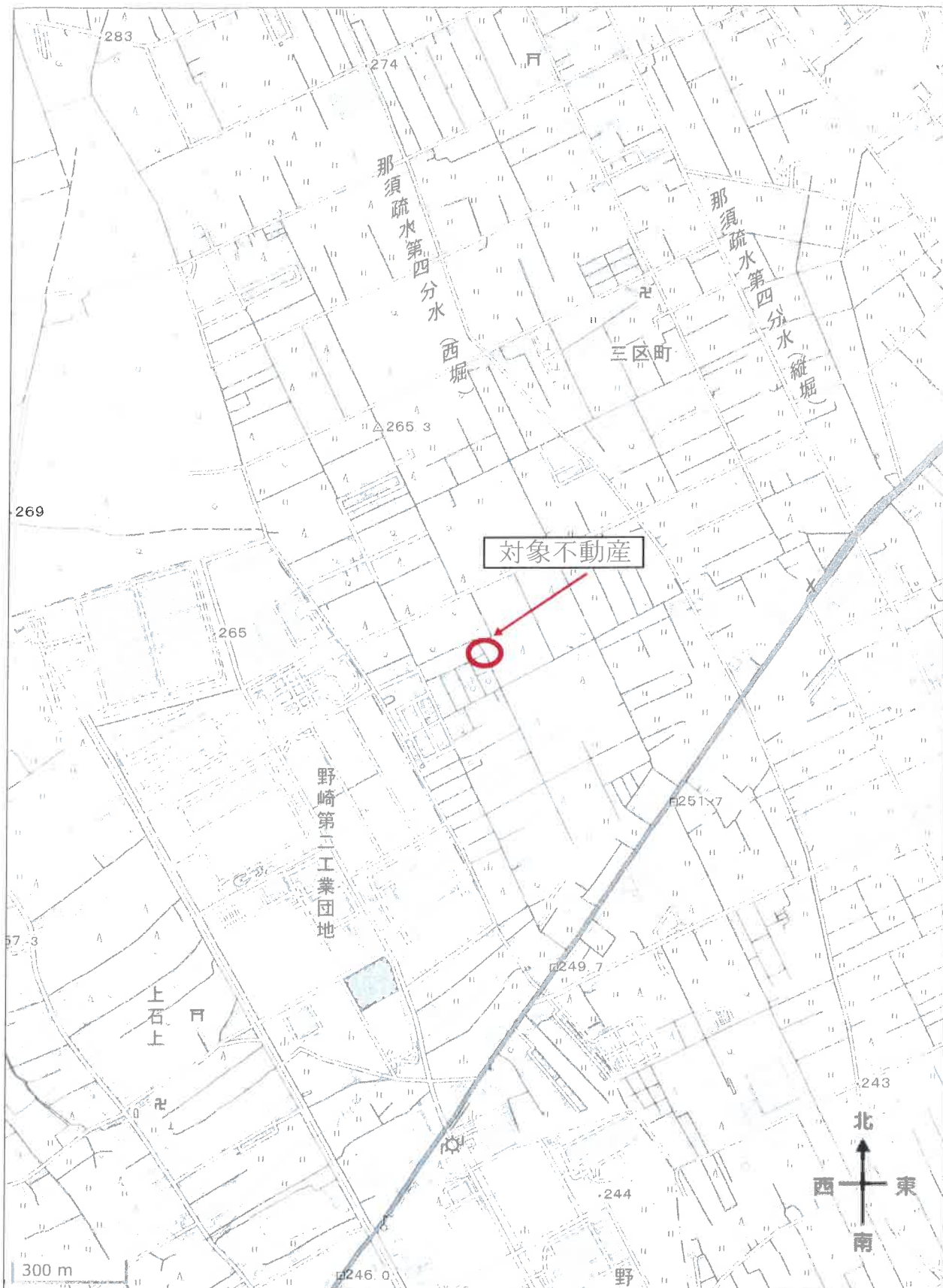
用途指定等：非線引都市計画区域 用途指定無し（建蔽率60%、容積率200%）

地域の概要：小学校背後地の農耕地帯内に宅地造成された住宅地域

## 第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図
- 2 公図写し
- 3 地積測量図
- 4 建物図面写し・各階平面図
- 5 建物間取図
- 6 土地建物位置関係図

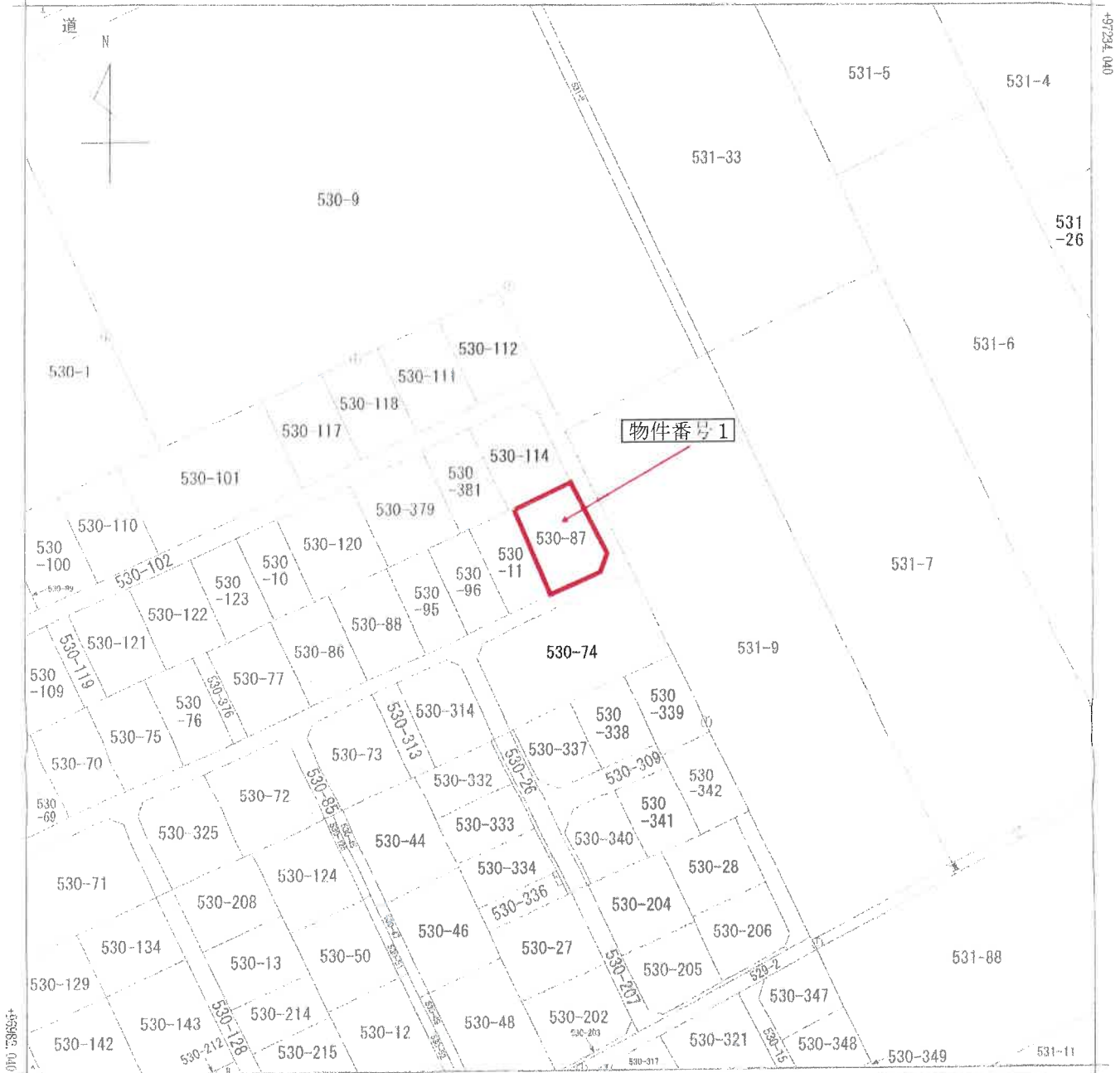
以 上



出所：地理院地図GSI Maps

イ 530-105  
ロ 530-217  
エ 530-308  
オ 530-335  
カ 537-145  
キ 529-2

(座標値種別：図上測定) +10429.989



+10179.989 (座標値種別：図上測定)  
 (注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouuki2011.par)による修正がされています。

地番区域見出し  
三区町

請求部分	所在	那須塩原市三区町		地番	530番87				
出力縮尺	1/1000	精度区分	乙一	座標系番号又は記号	IX	分類	地図(法第14条第1項)	種類	地籍図
A3→A4に縮写コピーにつき縮尺相違				備付年月日(原図)		補記事項			

これは地図に記載されている内容を証明した書面である。

(宇都宮地方方法務局大田原支局管轄)

令和7年8月29日

東京法務局台東出張所

地図整理番号：M09458

登記官



登記年月日：昭和47年1月25日



530-11

平成17年1月1日那須塩原市に変更

2030886

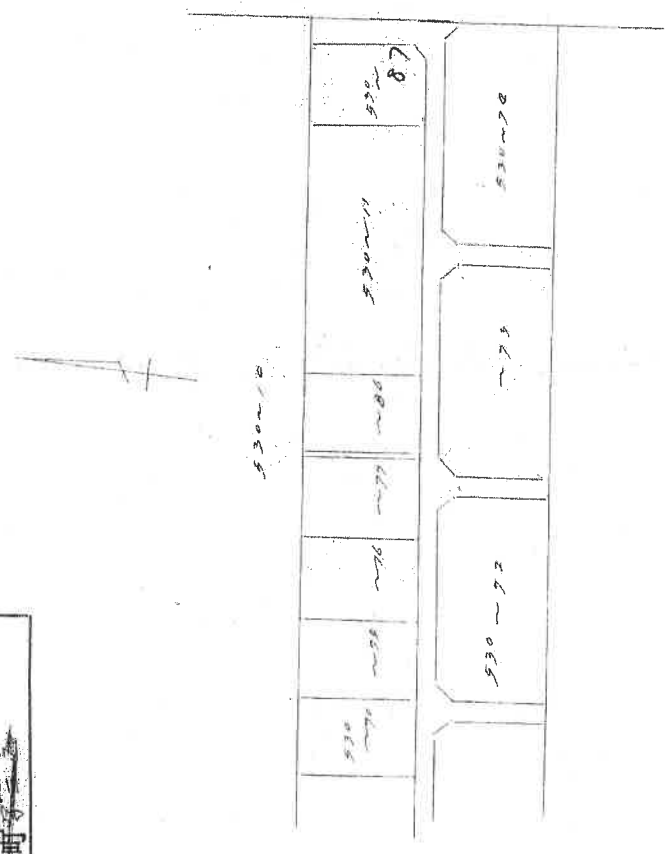
土地所在図 (1/2)

地番	530-1187
土地の所在	那須郡西那須野町三区町 那須郡西那須野町

昭和47年1月25日	作	年	月	日
	製			



申請人



昭和47年1月25日登記

(日本土地家屋調査士会連合会)

縮尺	1/
----	----

A3→A4に縮写コピーにつき縮尺相違

(1/2)

地図整理番号：M09459

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。  
 (宇都宮地方法務局大田原支店管轄)  
 令和7年8月29日 東京法務局台東出張所

登記官

登記年月日：昭和47年1月25日

2030887

平成17年1月1日那須塩原市に変更

地積測量図 2/2

地番	530-87
土地の所在	那須郡西那須野町三区町 那須郡西那須野町



求積

1) 36.5 x (2.64 + 0.5) = 62.15  
 2) 21.8 x 2.3 = 50.14  
 計 = 112.29  
 32/100 = 0.32

昭和47年1月24日  
 製作者  
 申請人

SH 年 月 日 登記

(日本土地家屋調査士会連合会)

縮尺 1/600

A3→A4に縮写コピーにつき縮尺相違

(2/2)

地図整理番号：M09459

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。  
 (宇都宮地方事務所 大田原支店 鑑印)  
 令和7年8月29日 東京法務局 台帳出張所

登記司

登記年月日：令和4年11月11日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。  
 (宇都宮地方法務局長田原文局書機)  
 令和7年8月29日 東京法務局合衆出張所

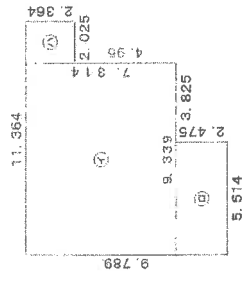
建物図面  
各階平面図

家屋番号	530番87
建物の所在	那須塩原市三区町530番地87



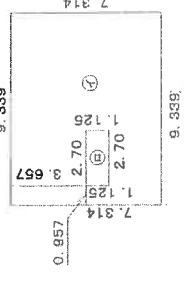
求積表

①	9.339 x 7.314 =	68.305446
②	5.514 x 2.475 =	13.647150
③	2.025 x 2.364 =	4.787100
計		86.739696
床面積		86.73㎡

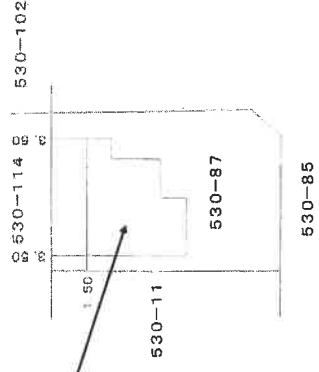


求積表

①	9.339 x 7.314 =	68.305446
②	2.70 x 1.125 =	-3.037500
計		65.267946
床面積		65.26㎡



物件番号2



作成者

1/250

申請人

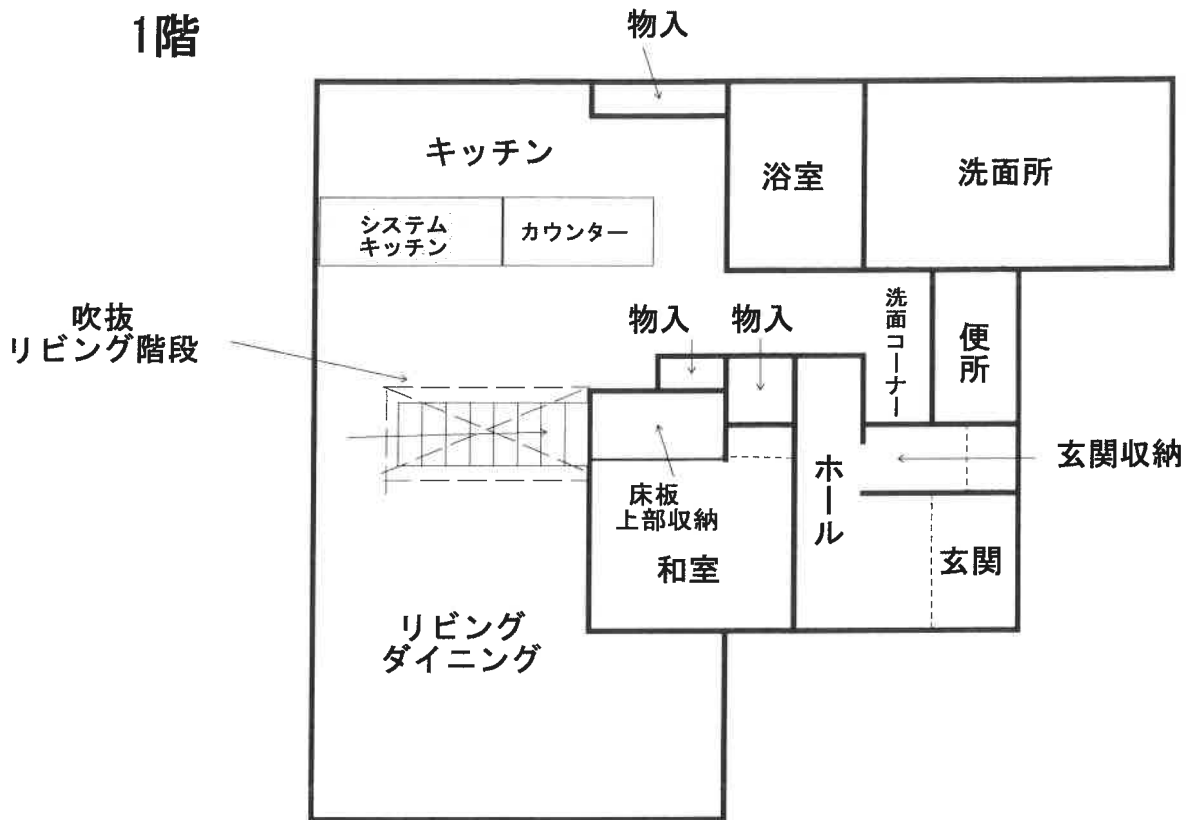
1/500

(栃木県土地家屋調査士会 用紙)

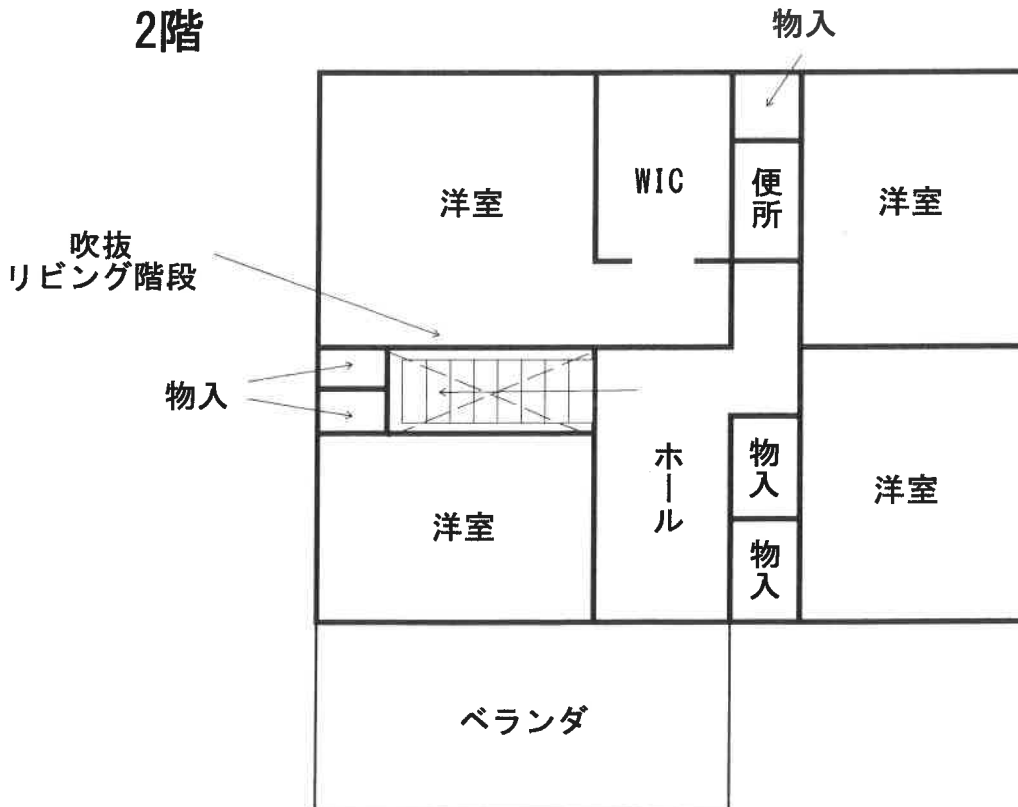
A3→A4に縮写コピーにつき縮尺相違

# 間取図

1階



2階



※ この図面は概略を示すものであり、実際の位置・寸法とは異なることがあります。

# 土地建物位置関係図

※ 本図は概略の参考図であり正確な形状、面積等を表すものではない。

